

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 3 章 自由貿易協定 3-20 地域的な包括的経済連携協定 <u>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</u> (1) <u>同協定に基づく締約国の原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第 3 条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については関税法施行令第 61 条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第 12 条の 4 に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</u> (2) <u>同協定附属書 I の日本国の関税に係る約束の表において締約国毎に異なる税率が設定されている品目については、同協定第 2・6 条の規定に従い「RCEP 原産国」とであると決定された締約国の税率が適用される。「RCEP 原産国」の具体的な決定方法については以下のとおりである。</u> <u>イ 同協定附属書 I の日本国の関税に係る約束の表の付録に掲げる原産品</u> <u>(i) 原産品の輸出締約国が、同協定第 3・5 条の規定に必要な変更を加えたものに基づいて算定するところにより当該原産品の価額の総額の 20 パーセント以上が当該原産品の生産において付加された締約国である場合、当該輸出締約国が「RCEP 原産国」となる。</u> <u>(ii) (i) 以外の場合、輸出締約国における当該原産品の生産において使用された原産材料のうち合計して最高価額のものを提供した締約国が「RCEP 原産国」となる。</u> <u>ロ イ以外の原産品のうち、同協定第 3・2 条(b)の原産品</u> <u>(i) 軽微な工程以外の生産工程が輸出締約国において行われた場合、当該輸出締約国が「RCEP 原産国」となる。</u> <u>「軽微な工程」とは以下のものをいう。</u> <u>(i) 輸送又は保管のために産品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程</u> <u>(ii) 輸送又は販売のために産品を包装し、又は提示する工程</u> <u>(iii) ふるい分け、選別、分類、研ぐこと、切断、切開、破碎、曲げること、巻くこと又はほどくことから成る単純な処理</u> <u>(iv) 産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程</u> <u>(v) 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈</u>	第 3 章 自由貿易協定 （新規）

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>(vi) 生産品の部品への分解</u> <u>(vii) 動物をとさつする工程</u> <u>(viii) 塗装及び研磨の単純な工程</u> <u>(ix) 皮、核又は殻を除く単純な工程</u> <u>(x) 製品の単純な混合（異なる種類の製品の混合であるかどうかを問わない。）</u> <u>(xi) (i)から(x)までに規定する二以上の工程の組合せ</u> <u>(v) (i)以外の場合、輸出締約国における当該原産品の生産において使用された原産材料のうち合計して最高価額のものを提供した締約国が「RCEP 原産国」となる。</u> <u>ハ その他の原産品</u> <u>協定第 3・2 条の規定に従って原産品としての資格を取得した締約国が「RCEP 原産国」となる。</u> <u>(3) 上記(2)にかかわらず、輸入者が次のいずれかの税率の適用を要求することを認める。</u> <u>イ 原産品の生産において使用された原産材料を提供する締約国からの同一の原産品について適用する各税率のうち最も高い税率</u> <u>ロ 締約国からの同一の原産品に適用する各税率のうち最も高い税率</u> <u>(4) 上記(2)に基づき決定される「RCEP 原産国」に係る関税法第 7 条第 3 項の規定による教示は、関税法基本通達 7-18 から 7-19-2 までの原産地に係る照会及び回答の手續等に従い、同協定上の原産品であるかについての回答と併せて行う。</u>	